# 令和2年度 米子市教育支援に関する手続き等(新学齢児)

米子市教育委員会事務局学校教育課

### 1 米子市教育支援委員会の審議について

- (1) 審議対象者
  - ・令和3年度に特別支援学級または特別支援学校へ入級・就学を希望する新学齢児
- (2) 米子市教育支援委員会審議に必要な資料等
  - ① 米子市教育支援委員会審議希望者報告書
  - ② 米子市教育支援委員会までに必要な資料 「個人調査書」「観察票」「診断書」「就学についての意見書(保護者)」 ・資料様式は所定のものを必ず使用(記入例をもとに作成)
  - ③ 米子市教育支援委員会後に提出する書類 「就学希望書」

## 2 手続きの流れ

- (1) 米子市教育支援委員会審議希望者報告書の提出・・・①
  - ・保護者との話し合い等十分行ったうえで提出
- (2) 米子市教育支援委員会審議資料の提出
  - ・「個人調査書」、「観察票」、「診断書」、「就学についての意見書」・・・②
- (3) 米子市教育支援委員会の開催
  - ・医師、福祉・教育関係者等の委員による審議
  - ・保護者、園長、学校長へ審議結果の報告
- (4)審議結果報告後の書類の提出
  - ・「就学希望書」等・・・③ (特別支援学級への手続きはここまで)
- (5) 特別支援学校を希望する場合
  - ・県の就学支援委員会で審議(手続きは市教委で行う)
  - ・結果は後日保護者、園長、学校長へ通知

#### 3 米子市教育支援委員会開催予定

# ○ 第1回

• 審議希望者報告		7月 3日(金)
• 審議資料提出		7月31日(金)
米子市教育支援委員会	13:00~17:00	8月27日 (木)
・就学希望書等の提出		9月14日 (月)

# ○ 第2回

・審議希望者報告		9月 1日 (火)
• 審議資料提出		9月14日(月)
米子市教育支援委員会	10:00~17:00	10月 1日(木)
・就学希望書等の提出		10月19日(月)

# ○ 第3回

• 審議希望者報告		10月30日(金)
• 審議資料提出		11月 9日(月)
米子市教育支援委員会	13:00~17:00	11月26日(木)
・就学希望書等の提出		12月14日(月)

# ○ 第4回

・審議希望者報告		12月25日(金)
• 審議資料提出		1月 7日(木)
米子市教育支援委員会	13:00~17:00	1月21日(木)
・就学希望書等の提出		2月 8日 (月)

#### ※審議対象者

第1回 特別支援学級在籍の6年生全員、医療的ケアの必要な新学齢児

## 第2回 新学齢児及び第1回該当者以外の児童、生徒

# 第3回 第1回、第2回で審議できなかった新学齢児、児童、生徒 ※特別支援学校を希望する場合、及び新設の可能性がある場合は、 必ず第3回までに審議を受けること

第4回  $1 \sim 3$ 回までに審議できなかった児童生徒、学びの場の見直し(退級を含む)を希望する児童生徒

#### 4 教育支援にあたっての留意点

#### (1) 園内の支援体制の整備

## 【医療機関、特別支援学校、こども相談課等との連携】

・各関係機関と連携しながら、保護者に対して子どもの可能性を最大限に伸張できる 学びの場に関する正確な情報提供を行う。

#### 【継続的な相談体制】

・子どもの教育的ニーズと必要な支援の内容を整理し、本人・保護者や園との合意形成を図る。

## (2) 保護者との就学相談について

- ・保護者との信頼関係を築きながら、ひとりひとりの可能性を伸長するという視点 で話し合いに臨む姿勢が大切である。
- ・幼児・児童・生徒の状況やその特性を共有し、教育支援について理解を深める。
- ・こども相談課による教育相談等を活用する。
- ・特別支援教育の制度等の説明を通して、教育支援委員会の組織や役割等について 共通理解を図る。
- ・審議資料の作成や教育支援委員会での審議について了解を得る。
- ・教育支援委員会までに、本人・保護者による特別支援学級・特別支援学校の見学や 体験を行い、審議資料の作成を行う。
  - ※障がい種が複数の場合、それぞれの特別支援学級の見学や体験が必要です。
  - ※障がいの状況に応じて特別支援学級と特別支援学校両方の見学・体験が必要と なる場合があります。
- ・教育支援委員会の判断と保護者の意見が異なった場合は、保護者、園、市教委と で話し合いを持ち、通常学級、特別支援学級、特別支援学校について指導内容、 施設、人的体制等を具体的に伝え、本人にとって望ましい学びの場について理解 を得るようにする。

## (3) 米子市教育支援委員会審議資料の作成について

- ・個人調査書、診断書、観察票等に整合性があること。
- ・個人調査書®には、園、学校としての判断を記載。
- ・<u>複数の診断名がある場合または障がいによる教育的ニーズが複数ある場合は、そ</u>れぞれの観察票を作成すること。
- ・診断書や知能検査等には時間がかかるので早めの対応が必要です。
- ・診断書等の費用は保護者負担とする。

#### (4)特別支援学校への就学について

- ・特別支援学校を幼児の就学先として考える際には、事前に特別支援学校と協議を し、その可能性を特別支援学校と共有した上で保護者との就学相談を進める。
- ・各特別支援学校で開催される説明会や体験を通して合意形成を図ることが大切で す。